

公募要項

令和 8 年度災害復旧調査業務の委託対象者（以下「対象者」という。）の公募について、次のように定める。

1 目的

本公募は、山地災害及び施設災害等の災害復旧調査の委託対象者を予め登録し、災害発生時に復旧調査契約を迅速に締結することにより、災害の早期復旧に資することを目的とする。

2 委託対象となる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日迄

3 参加資格

本公募への参加者は、次のすべてに該当する者とする。

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和 7・8 年度国有林野事業の契約に係る一般競争（指名競争）参加資格「測量・建設コンサルタント等」について、業種区分「建設コンサルタント」の登録を受けていること。

また、建設コンサルタント登録規程に基づき、「森林土木部門」の登録を受けていること。

(4) 「工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(5) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成 19 年 12 月 7 日付け 19 経第 1314 号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

4 必要とする資格又は要件

(1) 当該業務に関するノウハウ及び実績を有し、かつ、業務目的の達成に必要な組織及び、人員を有している者であること。

(2) 関東森林管理局管内に本店、支店、営業所（以下「事務所」という。）の何れかを有し、緊急的な対応が可能であること。

5 業務内容

豪雨等により発生した以下の災害について、現地調査の実施及び復旧計画を作成する。

- ① 林地荒廃・治山施設に係る災害
- ② 地すべり災害
- ③ 海岸防災林に係る災害
- ④ 林道施設に係る災害

6 書類の作成・提出

公募に参加する者は、前記5に掲げる災害のうち希望する業務（災害の種類）ごとに以下の書類を作成し、持参又は郵送により提出すること。

ただし、希望する業務（災害の種類）が複数あり、「技術資料（別紙様式2）」の添付書類が重複する場合には、1部のみの提出で可とする。その場合、様式に、添付した申込書の「件名」を記載すること。

(1) 提出書類

申込書（別紙様式1） 1部
技術資料（別紙様式2） 1部

(2) 提出場所

〒371-8508

群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号

関東森林管理局総務企画部 経理課（担当：課長補佐）

(3) 提出期限

令和8年2月24日 午後5時迄

(4) 提出に当たっての留意事項

- ① 持参により提出する場合の受付時間は、平日の午前10時から午後4時まで（正午から午後1時を除く。）とする。
- ② 郵送等により提出する場合は、「(3)提出期限」内に関東森林管理局に到着したもの有効とする。
- ③ 提出された書類は原則として、変更又は取消しを行うことはできない。
- ④ 提出された書類は提出者に無断で使用しない。
- ⑤ 書類の作成及び提出に係る経費の支払いは行わない。
- ⑥ 提出された書類は返却しない。

7 対象者の登録

- (1) 提出された技術資料の内容について、審査を行い、委託対象者を登録する。
- (2) 登録に当たっては以下の項目について審査する。
 - ① 一般競争参加資格の有無
 - ② 法人の経験及び能力（同種業務又は類似業務の実績）
 - ③ 配置可能技術者の経験及び能力（同種業務又は類似業務の実績）
 - ④ 調査の実施体制（技術者数）
 - ⑤ 緊急的対応の可否（事務所の所在地）

(3) 委託対象者が決定したときは、その旨を技術資料の提出があった者全員に通知する。

8 その他

災害復旧調査業務の委託契約については、災害発生の都度、本公募により登録した対象者のうち、最も有利な見積書を提出した者と委託契約する。

9 問合せ先

〒371-8508

群馬県前橋市岩神町4丁目16番25号

関東森林管理局 総務企画部 経理課（担当：課長補佐）

電話：027-210-1149

Email : ks_kanto_keiri@maff.go.jp

(別紙様式1)

申込書

件名 令和8年度 災害復旧調査業務

(林地荒廃・治山施設に係る災害)

(地すべり災害)

(海岸防災林に係る災害)

(林道施設に係る災害)

標記業務の委託対象者に応募したいので、技術資料を添えて提出します。

なお、別紙 暴力団排除に関する誓約事項並びに予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）
第70条及び、第71条の規定に該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

関東森林管理局長 松村 孝典 殿

住 所

法 人 名

代表者名

別 紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなるても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、公募資料の提出をもって誓約します。

(別紙様式2)

技 術 資 料

1 登録を受けている資格の業務区分

別紙のとおり。

※ 競争参加資格の「競争参加資格者名簿兼資格確認通知書」及び建設コンサルタントの「登録通知書」を添付

※ (添付資料を省略する場合の記載例)

「競争参加資格者名簿兼資格確認通知書」及び「登録通知書」の写しは、「〇〇災害」の技術資料に添付済み。

2 事務所等の所在地

関東森林管理局管内における本店、支店、営業所の所在地については、次のとおり。

- ・本店 ○○県○○市○○町○○番地
- ・○○支店 ○○県○○市○○町○○番地
- ・○○営業所 ○○県○○市○○町○○番地

(所在を証明する資料を添付)

※ (添付資料を省略する場合の記載例)

所在を証明する資料は、「〇〇災害」の技術資料に添付済み。

3 同種又は類似業務の実績

業 務 分 類			
業 務 名			
契 約 金 額			
履 行 期 間	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日	自 年 月 日 至 年 月 日
発注者	住 所 電 話 氏 名		
業 務 概 要			
業 務 の 特 徴			

(注) 1 業務分類欄には、「同種業務」又は「類似業務」と記載し、業務名に対応した当該契約書、変更協定書、工種別数量内訳書及び検査合格通知書の写しをそれぞれ添付すること。(同種業務：災害復旧調査業務、類似業務：治山全体調査、実施設計業務等)

2 登録を希望する業務(災害の種類)の実績について記載すること。

3 実績は、過去5ヶ年(当初契約の日が令和2年度から令和6年度迄)のものとすること。

4 実績が複数ある場合は、同種業務を優先し、3件まで記載すること。

※（添付資料を省略する場合の記載例）

契約書、変更協定書、工種別数量内訳書及び検査合格通知書の写しは、「〇〇災害」の技術資料に添付済み。

4 業務の実施体制

関東森林管理局管内において業務が発生した場合に配置可能な技術者については、以下の通り。

区分	予定者名	所属・役職	資格・部門	担当する業務内容

(注) 1 区分欄には、「別表 技術者の職種区分」により、理事・技師長、主任技師、技師（A）～（C）を記載すること。

2 保有資格欄には、技術士、林業技士、RCCM（森林土木部門の登録に限る。）を記載すること。

別表 技術者の職種区分

「森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務積算要領」

(平成 28 年 3 月 31 日付け 27 林整計第 352 号) より抜粋

技術者	職種区分
設計業務等技術者	
理事・技師長	複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者
主任技師	定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する者
技師 (A)	一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する者
技師 (B)	一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の包括的指示のもとに高度な定型業務を担当する者
技師 (C)	上司の包括的指示のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する者

なお、職種区分定義で示されている定型業務、非定型業務については下記を参考に判断するものとする。

定型業務

- ・調査項目、調査方法等が指定されており、作業量、所要工期等も明確な業務
- ・参考となる類似業務があり、それらをベースに応用することが可能な比較的簡易な業務
- ・設計条件、各諸元の設定等が比較的容易で、立地条件や社会条件により業務遂行が大きく左右されない業務

非定型業務

- ・調査項目、調査方法等が未定で、コンサルタントとしての経験から最適な業務計画、設計手法等を確立して対応することが求められる業務
- ・比較的検討のウエイトが高く、かつ新技術又は高度技術と豊かな経験を要する大規模かつ重要構造物の設計業務
- ・文化性、芸術性が特に重視される業務
- ・先例が少ないか、実験解析、特殊な観測・診断等を要する業務
- ・委員会運営や関係機関との調整等を要する業務
- ・計画から設計まで一貫した業務

5 配置可能な技術者の経歴

氏 名		生年月日		
所属・役職				
学歴・職歴・ 保有資格等				
業 務 経 歴	業務名（業務分類）	業務概要	発注機関	履行期間
その他の経歴	(発表論文、表彰、取得特許等)			

- (注) 1 学歴・職歴・保有資格は、資格区分が判断できるように記載すること。
 2 業務経歴は、過去3ヶ年（令和4年度から令和6年度）の登録を希望する業務（災害の種類）の同種又は類似業務について記載すること。
 3 業務経歴が複数ある場合は、同種業務を優先し、5件まで記載すること。
 4 保有資格の資格証等の写しを添付すること。

※ (添付資料を省略する場合の記載例)

保有資格の資格証等の写しは、「〇〇災害」の技術資料に添付済み。